

令和6年度本学のガバナンス・コードの適合状況

令和7年3月31日

基本原則1 公立大学の自主性・自律性に基づいた計画策定と体制構築

公立大学は、設置自治体が生ずる設置目的をミッションとして踏まえ、設置自治体から措置される基盤的経費を重要な財源として活用しながら、教育・研究、地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、地域の公共的財産として地域社会の発展に貢献する責任を負っている。この責任を果たしていくために、公立大学にはその自主性・自律性に基づいた目標・計画を作成し、それを実現に導くことのできる体制を構築することが求められる。

原則1-1 公立大学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定	令和6年度の適合状況	
公立大学は、ミッションを踏まえ、その実現のためのビジョン、目標及び具体的な戦略を策定する。また、それらの策定に当たっては、多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請の把握に努めるとともに、当該ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋を示すなど、透明性の確保に努めていく。	設立団体が示す設置目的を踏まえ、その実現のため「九州歯科大学憲章」で基本理念、教育研究目標を策定し、「中期計画」で具体的な戦略を策定している。これらの策定に当たって、理事会、経営協議会の学外理事及び学外委員から意見を聴取している。また、福岡県公立大学法人評価委員会からの意見を法人運営に活かしている。 【定款】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/010101.pdf 【九州歯科大学憲章】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/charter 【第4期中期計画】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/4-chukikeikaku.pdf 【評価委員会評価結果】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/dai3ki_hyouka.pdf	適合

原則 1 - 2 目標・戦略を策定・実行・検証する体制の構築	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、ミッションを踏まえ、目標を達成するための戦略を策定・実行するとともに、その成果の検証を行い、目標・戦略の見直しに反映させる仕組みを整備する。その際、大学の活動についてのデータを収集・分析し、意思決定を支援するための IR 機能等の充実など、エビデンスベースによる検証、資源配分の見直しに努めていく。	目標を達成するために策定した「中期計画」は、毎年度、自己点検・評価を行い、福岡県公立大学法人評価委員会からの意見をいただき法人運営に活かしている。また、毎年度末に開催する内部質保証委員会で自己点検・評価を行い、改善を要する点があった場合は、達成されるまで自己点検・評価している。教育活動の更なる充実発展を図るため、IR室を令和 6 年 4 月に「教育IRセンター」に改編し、修学にかかる情報集約・分析の他、教員および学生の意識調査等アンケート調査・分析を行っている。 【自己点検・評価】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/corporation/evaluation/	適合
原則 1 - 3 自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制構築	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、ミッションを実現するため、設置自治体からの運営費交付金等を重要な財政基盤としていることから、大学内部の人的・物的資源等を戦略的、効率的、効果的に配分するとともに、教職協働により教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できる教学運営の体制を構築する。	予算については、中期計画で掲げた目標を達成するために、理事長が毎年度予算の編成にかかる基本的な方針を定め、作成された予算案は理事会の議を経て決定している。 また、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限発揮できるよう、教職協働で情報集約や分析を行う IR センターを設置するとともに、より一層主体的・機動的に質の高い教育・研究・診療活動を展開させることを目的に、歯学科の教育組織を 2 分野以上の大（中）講座制へ再編する。 学部会議、共用試験対策会議、国際交流運営部会、研究活動不正防止調査委員会、COI委員会等、教育の推進や研究活動の公正性の確保等を目的とした教職協働の組織を設置し、本学が抱える課題に対応するとともに、円滑な大学運営を図っている。	適合

原則 1 - 4 多様な人材の確保と高度な専門性を有する人材の計画的な育成	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、社会に対する役割を継続的に果たしていけるよう、性別や国際性などの観点から多様な人材を確保するとともに、大学経営に必要な能力を備える人材や、教学面の先見性・戦略性を有する人材、地方自治制度や高等教育制度に精通する人材等、高度な専門性を有する人材を長期的な視点に立って計画的に育成する。特に、大学の運営の重要な担い手である事務職員については、中長期的な人材育成計画や人事異動方針等を策定する。	教員は、採用の際、理事会等において、教学運営や附属病院を含む大学運営の方針を示した上で、採用要件等の審議を行っている。原則として公募で募集することにより、優秀な人材、多様な人材の確保を図っている。 教員については、毎年度10回以上開催しているFD、個人業績評価制度による上席教員からのフィードバック等を通じて、人材の育成に努めている。 事務系職員は、福岡県から複数名の派遣職員を受け入れているほか、公募により、IT関連の実務経験を有する民間企業出身者や行政経験を有する課長職など今後の大学運営を担う専門性を有する職員を採用している。 事務系職員については、SDや外部研修機関が実施する研修（階層別研修、専門研修）、人事評価制度による上席職員からのフィードバック等により、人材の育成に努めている。また、令和 7 年度から、他大学との人事交流を開始することとしており、これを活用し、中長期的な視点での人材育成、組織力の向上につなげていく。 令和 6 年度には、ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言、男女共同参画推進基本方針等を策定、発信しており、これらも踏まえ、教職員の人材の確保、育成を進めていくこととしている。 【ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言】 https://admin.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1021 【男女共同参画推進基本方針】 https://admin.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1022	適合
原則 1 - 5 自ら実行する不断の改革	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、社会が急速に変化する中で、地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、自ら不断の改革を実行するとともに、その成果を積極的に社会に発信する。	地域社会から欠くべからざる存在であり続けるために、中期計画に基づき歯科口腔保健の視点から県民の健康保持増進につながる取組を推進し、その進捗状況について毎年度、自己点検・評価し、本学ホームページで公表している。	適合

基本原則 2 公立大学の適正な経営の展開

公立大学が、自主的・自立的な環境の下、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大限に発揮し、社会に対する役割を果たし続けるためには、学長がそのリーダーシップを発揮し、迅速・的確な意思決定を可能とする経営体制を構築することが求められる。

またガバナンスの基本要素の一つとしてトップへの牽制機能が求められる。公立大学は、それぞれの制度環境に即して、学長に対する自律的な牽制機能について検討し、強化していく必要がある。

原則 2 - 1 学長をはじめとした経営執行部の責務		令和 6 年度の適合状況	
原則 2 - 1 - 1 学長の責務	学長は、基本原則 1 に掲げる事項を踏まえ、その実現に向けた経営及び教学運営の考え方を明らかにし、教職員の理解を得て、その意欲と能力を引き出すとともに、学生等に対しても情報発信に努めるべきである。また、自大学の教育研究の成果が最大化されるようリーダーシップを発揮するとともに、多様な関係者の意見、期待を踏まえて大学経営を行う。	大学の経営及び教学運営の方針、考え方については、教育研究協議会、経営協議会、そして理事会において明らかにすると同時に、外部委員及び外部理事を含むメンバー等の意見を参考にブラッシュアップを行った。教職員に対しては、理事会後の定例の年 4 回と年度冒頭の臨時を含めて、今年度は 5 回にわたって全学説明会を開催し、大学・法人の運営、教育の考え方等について直接周知を行い、教職員の理解を得るよう努めた。また大学のホームページ上においても、今年度は、ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言、男女共同参画推進基本方針、一般事業主行動計画〔次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型〕など、大学が取りまとめた重要な情報に関して、速やかに、教職員に対してだけでなく、公に情報発信を適時行い、大学活動の見える化の促進を図った。 【ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言】 https://www.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1021 【男女共同参画推進基本方針】 https://www.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1022 【一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法一体型）】 https://admin.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/ittaigatakoudoukeikaku.pdf 【女性の職業生活における活躍に関する情報】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/joseikatuyakujouhoukouhyou__4.pdf	適合

原則２－１－２ 学長を支える補佐体制の構築	学長は、副学長、学長補佐等の人材を適材適所に責任をもって学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行へのサポートが機能する体制を整備する。	副理事長、副学長、事務局長、病院長等を適材適所に配置し、法人運営や教育・研究・診療活動のさらなる充実に向けて理事長・学長をサポートする体制を整備している。	適合
原則２－１－３ 戦略的な資源配分	学長は、原則１－２及び１－３で整備した体制を通じ、予算・人事・組織編制等について、教育・研究・地域／社会貢献機能を最大化するための戦略的な資源配分を行い、その成果を適切に検証する。	中期計画で掲げた目標を達成するため、教育・研究・診療のバランスを考慮しつつ、緊急性、重要性等を踏まえ、戦略的な予算配分や人事配置等を行うとともに、計画的に教員等の採用を進めている。 成果については、各実施組織において、各種アンケート等のデータ・資料の調査・蓄積や活動実績の分析により、各年度の活動実績の自己点検・評価を行い、課題や改善点等を整理するとともに、課題の解決に向けた改善計画を策定し、これらについて、内部質保証委員会で検証している。 また、大学の業務運営が中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているか、法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用が適正に実施されているかについては、監事監査でチェックを受けている。	適合
原則２－１－４ 大学の経営執行部に求められる責務	大学の経営執行部は、大学経営の重要事項について迅速かつ十分な検討等を行うことで、学長の意思決定を支え、大学の適正な経営を確保する。	定例の役員会や随時開催する三役会議等において、大学経営の重要事項を検討することで、理事長・学長の意思決定を支え、適正な経営を確保している。	適合

原則 2 - 2 大学の経営、教育研究を支える審議機関と監査体制の構築		令和 6 年度の適合状況	
原則 2 - 2 - 1 外部ステークホルダーを交えた経営審議体制の構築	公立大学は、業務の成果を最大化できる経営を実現するため、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を積極的に大学経営に反映させるために経営に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その役割を踏まえ適切な議題の設定をはじめ、明確な方針に基づいた委員の選任を行うとともに、外に開かれた組織となるよう学外委員を半数以上で構成するなど、審議を活性化させるため運営方法を工夫する。	地方独立行政法人法及び定款に規定する経営協議会を置き、経営に関する重要事項を審議いただいている。 経営協議会委員には、本学の運営との関係から、北九州市、歯科医師会、弁護士、地元病院、高等学校等半数以上を学外の多様なステークホルダーの中から任命し、審議を活性化させている。 【定款】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/010101.pdf	適合
原則 2 - 2 - 2 教育研究の質の向上を図るための審議体制の構築	公立大学は、教育研究の質の向上を図り、教育・研究・地域／社会貢献の機能を最大限発揮できる教学運営を実現するため、教育研究に関する重要事項を審議する機関などの組織体制を整備する。そうした組織に対しては、その責務を十全に果たせるよう、他の会議体との役割分担を明確にし、会議運営を工夫する。	地方独立行政法人法及び定款に規定する教育研究協議会を置き、教育研究に関する重要事項を審議している。 教育研究協議会委員には、学部長、副学長、大学院研究科長等を選任し、教育研究に関する重要事項を審議する体制を整えている。 【定款】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/010101.pdf	適合
原則 2 - 2 - 3 大学業務に対する適切な監査体制の構築	公立大学は、監査等の業務を通じて効果的・明示的に牽制機能を果たすことができる体制を整備するとともに、担当する監事等がそれらを適切にチェックできる仕組みを工夫する。	監事監査規程を定め、規程に基づく監査計画を作成し、監査を行っている。監事は、役員及び職員に対して質問し、説明及び資料の提出を求めることができ、役員及び職員は、監事が行う監事監査に協力しなければならない。監事相互の連携を密にするとともに、会計監査人及び法人の内部監査組織と情報を共有するなど連携し、的確かつ効率的な監事監査を実施している。	適合

原則 2 - 3 学長選考機関の責務		令和 6 年度の適合状況	
原則 2 - 3 - 1 公立大学のミッションを踏まえた責任ある学長の選考	選考機関は、学長の選考や解任、学長の業績評価等を担うこととなる会議体であることから、中立性・公正性を担保するため、外に開かれた組織となるよう選考委員の半数以上を学外委員とするなど、選考委員の選任方法や選考理由については透明性の確保に努めるべきである。そのうえで選考機関は、自らの権限と責任に基づき、学長に求められる人物像（資質・能力等）を明らかにするとともに、広く学内外から学長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行う。	定款では、学長選考会議は、経営協議会において選出した 3 人、教育研究協議会において選出した 3 人をもって構成すると定められており、また、現に法人の役員又は常勤の職員でない者が含まれるようにしなければならないと定められている。 学長選考会議において、学長選考基準を定め、学内に周知し、書類審査及び面接を行ったうえで、学長選考会議が定める評価基準に基づき、主体的に選考を行っている。 【定款】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/010101.pdf	適合
原則 2 - 3 - 2 学長の解任のための手続きの整備	選考機関は、学長の選考を行うとともに、学長の職務の遂行が適当ではなく引き続き職務を行わせるべきではないと認める場合等においては、任期の途中であっても学長の解任を申し出る役割があり、選考機関は、迅速かつ公正にこれを行うことができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続や公表の手順について整備する。	学長選考会議規程では、学長選考会議の所掌事項として学長の解任に関する事項を審議すると定めており、学長の解任を申し出るための手続や公表の手順については、今後開催する学長選考会議に諮った上で定める。	適合

原則 2 - 3 - 3 学長の業務執行に関する評価	選考機関は、学長の選任の後も、学長の業務が適切に執行されているか評価を行う。評価にあたっては、法人の自己評価など既存の評価を参考にするとともに、教職員等からのヒアリングを行うなど、学長が大学内部において果たしている実態について適切に状況を把握して行うほか、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、選考機関による学長の選考を一過性のものにすることなく、学長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つ。	学長の業務執行に関する評価については、福岡県公立大学法人評価委員会による評価や内部質保証、内部統制、ガバナンス・コードなどの点検を通じて行われている。学長選考会議における評価については、今後開催する学長選考会議に諮った上で定める。	適合
-------------------------------	---	--	-----------

原則 2 - 4 法令遵守とリスクマネジメント		令和 6 年度の適合状況	
原則 2 - 4 - 1 法定事項に関する適切な情報開示	公立大学は、設置自治体からの運営費交付金を重要な財政基盤とするとともに、多様な関係者からの財源に支えられた公共体として、多岐にわたる活動それぞれに異なる多様な者からの理解と支持を得るため、公正な運営に努めるとともに透明性の確保が求められる。法令に基づく適切な情報公開を徹底することに加え、大学運営、教育・研究・地域／社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表する。	中期計画、業務実績報告及び評価結果、自己点検・評価、予算、決算等の財務諸表について理事会、経営協議会等において審議し、本学ホームページで公表している。また、学校教育法に基づき教育や研究に係る情報を本学ホームページで公表している他、各部門において各種情報の公表に努めている。 【法人情報の公開】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/corporation/ 【教育情報の公開】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/greeting	適合

原則 2 - 4 - 2 研究活動における倫理の遵守	公立大学は、所属する研究者一人一人に高い研究倫理を身につけさせるとともに、研究インテグリティを確保し、組織としての自己規律を図ることが求められる。そのため、適切な環境の整備や研修体制を構築するとともに、若手研究者等が自立して研究活動に取り組める支援体制を構築する。	「九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程」及び「九州歯科大学研究倫理教育の実施に関する要領」に基づき、研究者には研究倫理に係る定期的な e-learning 研修の受講を義務付けるとともに、毎年のコンプライアンス研修への参加も求めている。 また、研究インテグリティに関しては、本年度において「九州歯科大学における研究インテグリティの確保に関する規程」を制定し、体制整備を行ったところである。若手研究者に対しては、科学研究費助成事業等の外部資金獲得に向け、情報提供・応募への推奨を行ってきた。また、従来から同じ分野等の上席の教員が若手研究者の研究の支援を行ってきたところであるが、これに加え、若手研究者による外部研究費獲得をサポートする「研究支援室」の設置を進めており、自立して研究活動に取り組むためのさらなる体制の充実を図っているところである。 【研究活動における不正防止の取り組み】 https://www.kyu-dent.ac.jp/research/ 【九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/090104.pdf 【九州歯科大学不正防止計画推進室運営規則】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/090105.pdf 【九州歯科大学研究活動不正防止調査委員会運営規則】 https://www.kyu-dent.ac.jp/files/uploads/090106.pdf	適合
---------------------------------------	---	--	-----------

原則 2 - 4 - 3 大学特有のリスクに対する備え	公立大学は、大学特有のリスクに対し常に備えることにより、業務の継続性を維持できるよう、サイバーセキュリティを確保するとともに、必要な体制整備を行う。	大学で発生するおそれのある危機は、地震や風水害などの自然災害に限らず、大規模な火災、停電、重篤な感染症の発生など多岐にわたっている。こうした多岐にわたる危機に対し、「危機管理基本方針」「危機管理基本マニュアル」等を備え、平常時より危機の把握と発生防止、いざという時に対する事前準備、そして危機発生時には迅速かつ確な対応を行ない被害を最小限にとどめるよう努めている。 情報セキュリティについては、その重要性を認知し、「情報セキュリティ基本方針」及び「情報セキュリティ対策基準」等を策定し、体制の整備、インシデント発生時の対応等に備えている。 また、毎年度、全教職員を対象に情報セキュリティ研修を実施している。	適合
原則 2 - 4 - 4 内部統制の仕組みの整備と運用体制	公立大学は、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働していくためには、大学経営及び教育・研究・地域／社会貢献活動の安定性・健全性を示す必要がある。そのために、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的な見直しを図る。	業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全を図り、もって法人の業務の適正を確保するため、平成 31 年に内部統制規則を定め、理事長を最高管理責任者とする内部統制システムを整備した。 内部統制システムの有効性を監視するため、役職者による所管業務の自己点検や相互牽制、決裁承認手続きによる日常的モニタリングを行うほか、内部監査組織による内部監査、幹事及び会計監査人による監査を通じたモニタリングを行っている。 また、内部統制推進委員会において、内部統制システムの運用状況や運用に関する改善等の審議を行っている。 令和 6 年度からは、当該委員会において「公立大学ガバナンス・コード」への適合状況を点検し、公表する仕組みを整備した。	適合

基本原則 3 教育研究の発展

公立大学は、地域における高等教育機関の中心的存在として大学が普遍的に有する教育機会の均等の実現、高度な教育による社会の持続的発展を支える高度人材の輩出、社会にとって普遍的な価値をもたらす高度な学術研究の推進、社会の各層に対する大学の知的価値の提供などの社会的貢献等様々な機能を変化させつつ、高度化していく責務がある。

そのため、学長には、その設置目的に示されたミッションとの整合を図りながら、全体として調和のとれた大学運営を実現するために、全学的な視点で行われる教学マネジメントを確立し、教育研究等の質の不断の見直しのためのマネジメントの強化に取り組むことが求められる。

原則 3 - 1 全学的視点に立った教学マネジメントの実現	令和 6 年度の適合状況		
原則 3 - 1 - 1 学位プログラム 毎の学修目標と 方針の具体化	公立大学は、基本原則 1 で掲げるミッションやビジョンを踏まえ、大学に置かれる学位プログラム毎に学修目標を分かりやすく具体的に設定する。また、その学修目標を達成するために、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を実質的に機能するよう適切な策定単位で定め、不断の見直しを行う。	「九州歯科大学憲章」において設定した教育研究目標を達成するため、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の 3 つのポリシーを学位プログラム毎に策定している。 また、それらを具現化するために、コンピテンシーについても策定を行ったところである。 これらポリシーやコンピテンシーについては、本学の教育の実情に応じてこれまで必要な改正を行ってきており、今後とも引き続き教育研究目標達成に効果的に機能するよう不断の見直しを行っていく。 【ポリシー・コンピテンシー】 ・ 歯学科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/dentistry/educational ・ 口腔保健学科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/oral/educational ・ 大学院歯学研究科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/gs/educational/ 【九州歯科大学憲章】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/charter	適合

原則３－１－２ 学修目標の達成を支える学修者目線での教育課程の編成	公立大学は、原則３－１－１で掲げる学修目標を達成するため、個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、学修者の目線に立った教育課程を体系的・組織的に編成する。	本学では、他大学に先駆けて「アウトカム基盤型教育」を導入しており、コンピテンシーの内容に沿って教育課程を体系的・組織的に編成している。 学部においては、学生や教員が学修目標と各教科との関係についての理解を深められるよう、カリキュラムツリー、カリキュラムマップにより、その体系を可視化している。 また、大学院においても、カリキュラムツリーにより、教育体系を示しているところである。なお、歯学専攻にあっては、一部現行の体系に関して改善が必要との意見も挙がったため、本年度抜本的な見直しを行い、来年度の入学生から改編後の教育体系を適用することとしている。 【教育カリキュラム】 ・ 歯学科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/dentistry/cur ・ 口腔保健学科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/oral/cur ・ 大学院歯学研究科 https://www.kyu-dent.ac.jp/departments/gs/cur	適合
--	---	---	-----------

原則３－１－３ 教育成果と学修 成果の把握と可 視化	公立大学は、原則３－１－２で掲げる教育課程を通じ、原則３－１－１の学修目標で定めた資質・能力を育成できているかどうか、また学生一人一人が自らの学びによりその資質・能力が獲得できたことを実感・説明できるよう、教育成果と学修成果の把握・可視化に努める。	学部においては、成績通知において、科目ごとの得点と平均点とをレーダーチャートにより提示しており、それぞれの領域における学生自身の到達度を可視化している。 加えて、歯学科においては、臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能について判定する共用試験（ＣＢＴ、ＯＳＣＥ）を４年次に受験することとなるが、この結果においても領域ごとの到達度が可視化されており、学生が学修成果を把握できるようになっている。 一方口腔保健学科においては、卒業研究を通じて、ルーブリックによる評価が行われることにより、必要な能力や素養についてどれだけ体得できているかを把握できるようにしている。 また、大学院においては、博士論文や研究成果報告書の作成を通じて、公表している修了コンピテンシーと照らし合わせることで、教育成果、学修成果の把握を可能としている。 【修了コンピテンシー】 ・ 博士課程 https://www.kyudent.ac.jp/departments/gs/educational/competencies#Doctoral ・ 修士課程 https://www.kyudent.ac.jp/departments/gs/educational/competencies#Master's	適合
---	---	--	-----------

原則 3 - 2 教育研究の水準の向上を支える内部質保証システムの構築		令和 6 年度の適合状況	
原則 3 - 2 - 1 自己点検・評価に基づく教育研究活動の継続的な改善	公立大学は、自己点検・評価のための適当な体制を整えとともに、適切な項目を定め自己点検・評価を行い、教育研究活動の継続的な改善を図る必要がある。これを機能させるために、教学の取組みを可視化し、改革に資するための FD、SD 及び教学 IR を推進すると同時に、必要な高度な専門性の涵養を図りつつ、教職協働の深化に努める。	教育研究活動の継続的な改善を図るための活動の一環として、F D を実施している。F D の実施にあたっては、F D ・ S D 実行委員会で決定される年間運営方針を受け、F D 運営部会において具体的な計画を策定し、運営にあたっている。その中において、テーマが年間を通じて中期目標の各項目を網羅することにも配慮しつつ、教員の専門性の向上や本学の教育研究活動への理解の深化等を図っている。なお、当日参加できない教員のためにオンデマンド配信を行うことにより、参加率の向上を図るとともに、毎回アンケートを回収し、その結果も踏まえて P D C A を回している。 平成 3 1 年に内部質保証委員会を設置した。内部質保証委員会は、実施組織が行う自己点検・評価と得られた課題、その改善計画の内容に対する審査及び助言、改善計画の進捗状況や達成状況を確認することで、教育研究活動の継続的な改善を図っている。 また、F D ・ S D に関する規則及び I R センター設置要領を定め、計画的な F D ・ S D の実施及び教学 I R を推進することにより、教職協働の深化に努めている。	適合
原則 3 - 2 - 2 教育の質・学修の質を担保するためのモニタリングと認証評価の活用	公立大学は、原則 3 - 1 - 3 で掲げた取組みを通じて、学修者本人や社会が期待する学修成果を示すことが教育の質保証の観点から重要である。したがって、学修成果の継続的なモニタリングを行い、原則 2 - 4 - 1 で掲げる法定事項のみならず、学修者や社会が求める情報の公表も積極的に進める。また他大学との差異や、それぞれの大学の強みや特色を分析し、打ち出していく上でも重要な仕組みとして、認証評価等の外部評価を活用する。	大学機関別認証評価を 6 年ごとに受審し、その結果については理事会、経営協議会及び教育研究協議会に報告し、本学ホームページで公表している。また、令和 8 年度には、歯学部歯学科は、分野別認証評価を受審する予定としている。 【認証評価の自己評価及び結果】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/corporation/evaluation/	適合

基本原則 4 地域社会への貢献

公立大学は、設置自治体が生ずる設置目的のもとで、その活動を展開している。公立大学は大学が普遍的に有する教育・研究のみならず、それを通じた地域／社会貢献を行うことが求められる。

その際、公立大学は、地域が持つ歴史的・社会的な現実の中から、自らの教育・研究を発展させる創造的な契機をくみとり、地域社会との新しい関係を作ることによって、その社会的な役割を果たしていくことが求められる。

原則 4－1 ステークホルダーとの信頼醸成		令和 6 年度の適合状況	
原則 4－1－1 設置自治体との 有機的な関係構築	公立大学は、基本原則 1 で掲げるミッションやビジョンのもとで取り組まれる諸活動が地域にとってもより有益なものとなるよう、設置自治体と伴走し、相互のコミュニケーションにより信頼を醸成することが重要である。 また、設置自治体が定める目標に対し、適切な計画の策定や、効果的・効率的な業務の実施・評価を通じ、相互の理解と調和に基づく適切な大学運営を進めていく。	設置自治体とは、年 1 回開催する三大学情報交換会において、課題の共有を図っている。設置自治体が定める目標に対し、策定した中期計画の実施状況について福岡県公立大学法人評価委員会への報告、フィードバックを受けながら、大学運営を進めている。	適合

原則４－１－２ 産学官連携、生涯教育等を通じた成果の還元による地域社会との関係構築	公立大学は、人材の育成や地域への定着、産学官連携を通じた地域産業の振興及び社会課題の解決、地域住民への多様な教育機会の提供などの実現に向けて行動することによって、地域社会と相互に信頼関係を構築していく。	地域産業に関しては、共同研究や受託研究などを通じて、得られた研究成果を提供することにより、産業振興に寄与している。 また、近隣の大学との間で、大学院における単位互換の取り組みを行っており、学際的な知見を有した幅広い視野を持つ人材の輩出に寄与しているところである。 県に対しては、重点課題と位置付けているワンヘルスについて、関係者会議の委員に関係教員を就任させるとともに、県内大学で使用する授業のコンテンツの提供も行うこととしている。 さらに、近隣地域に対しては、公開講座や市民カレッジ等により口腔内の健康増進に係る知識の普及に努めるとともに、北九州市や地域の市民センター等の要請に応じて、社会連携に係るプログラムの一つとして学生ボランティアを参画させているところである。	適合
原則４－１－３ 大学の財政基盤に寄与する地域住民等との関係構築	公立大学は、大学運営の財政を支える地域住民等から理解と支持を得るため、情報公表を通じて透明性を確保しながら、地域に信頼される大学としての存在感を高めていく。	中期計画、業務実績報告及び評価結果の他、予算、決算等の財務諸表について本学ホームページで公開している。 また、様々な行事や活動についても本学ホームページで情報発信している。 【法人情報の公開】 https://www.kyu-dent.ac.jp/about/corporation/	適合

原則 4 - 2 地域の中核を支える共創拠点としての公立大学		令和 6 年度の適合状況	
原則 4 - 2 - 1 地域への優れた人材の輩出	公立大学は、大学が持つ資源を活かし地域と協働することで、その地域ならではの質の高い人材育成に取り組むとともに、地域に輩出する人材全体の質の向上に努める。	歯学科・口腔保健学科の合同科目「プロフェッショナリズム」を通じた歯科医療人としての責任感・倫理観を涵養し、各学生が目標や内容を考えてボランティア活動の実践や行政・企業のインターンシップを経験する選択科目「社会連携キャリアデザイン」をほぼ全学年に設けて Think globally, act locally の精神で地域社会に貢献する人材の育成に努めている。 また、附属病院は地域の中核医療施設として、地域医療への貢献を担うとともに、災害派遣チームは全国の被災地域の支援に協力している。	適合
原則 4 - 2 - 2 地域経済・社会を支えるイノベーションの創出	公立大学は、優秀な研究者の確保をはじめ、研究の高度化を支援するための人材育成を通じて、地域が抱える様々な課題や取り組むべき事項に対応し、地域経済・社会を支えるイノベーションを創出する。	学部において、歯学科では2年次の必修科目「研究室配属」に加え、学生の研究や学会発表を支援する選択科目「Student Research Project」を開講し、口腔保健学科では卒業研究を必須としている。またアジアを中心とする協定締結校への学生海外派遣プログラムおよび短期留学生の受け入れを通じて学部学生が国際感覚を身につけて、将来、歯科医療技術の発展を通じた地域経済・社会を支えるイノベーションの創出にもつながる人材となるよう取り組んでいる。 社会人が標準修業年限を超えて在学する場合、授業料を減免する「長期履修学生制度」や、優れた研究業績を挙げた学生が希望する場合に修業年限を短縮して修了できる「早期修了制度」など、制度面の充実を図っている。また、北九州産業学術推進機構と連携し、地域が抱えるさまざまな課題に対応するとともに、地域経済・社会を支える優れた研究の推進に取り組んでいる。さらに、今年度は将来に向けた地域経済・社会を支えるイノベーション創出を目指し、長期ビジョンの策定を行った。	適合

原則４－２－３ 共創拠点としての キャンパス整備	公立大学は、多様なステークホルダーが関与しながら新たな価値を生み出す共創拠点としての期待も寄せられている。その機能を充実させるためのキャンパス・施設等の整備をはじめ、原則４－２－２で掲げるイノベーション創出のため、多様な人材が交流できる機能を充実させる。	キャンパス・施設等の整備に関しては、計画的に取組が必要であると考えて、毎年度、緊急性、重要性を考慮した上で優先順位を付けて、福岡県へ特別予算の申請を行っている。また今年度は、大学の施設の充実を図っていくために、大学遊休地のPFIの活用を検討を開始した。大学における研究を充実させてイノベーションの創出を図っていくために、次年度から口腔医学総合研究センター及び研究支援室（URA）を設置することを決定した。併せて九州、沖縄の15大学が参画している大学発スタートアップ創出プラットフォーム「PARKS」へ、次年度から、本学も参画を決め、企業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発等の整備を開始し、産学連携及び研究活動が起業に結び付けるよう環境整備を行っていくことを決定した。	適合
---	--	---	-----------

基本原則 5 持続可能性・多様性のある社会への対応

大学は世界に開かれ、世界的な普遍的価値を生み出し、あまねく提供する存在となることが求められる。公立大学には、社会の持続的発展のために貢献するとともに、多様な価値観の社会に対応し、すすんで人権の尊重やハラスメントの防止に努めることが求められる。

原則 5 - 1 持続可能な社会のための貢献	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、持続可能な社会の構築に貢献するため、そのミッションやビジョンに応じ積極的に対応するとともに、地域社会に対して大学の持つ資源や成果を還元していく。	本学は、歯科医療人を育成し、社会に還元していくことで持続可能な社会へ貢献している。 また、地域の専門学校等に対する教育支援や地域住民などを対象とした本学の特色を活かした公開講座、高大連携事業等を行い、教育研究活動の成果を積極的に地域社会に還元している。	適合
原則 5 - 2 ダイバーシティ社会への対応・男女共同参画の推進	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、多様性を重んじ、性別、年齢、人種や国籍、障害の有無等にかかわらず、学生や教職員等の能力が最大限発揮できる機会を構築する。また、社会の発展が多様な知識や感性によって牽引されてきたことを踏まえ、学生の社会進出、教職員の採用、幹部職員への登用など、大学におけるあらゆる場面において、男女が共同参画し活躍できるよう各大学において計画的な取り組みを進めていく。	本学は、全人的な歯科医学教育活動を展開しており、性別、人種、年齢、障がいの有無、性的指向・性自認、宗教、文化など、それぞれの特性や個性が尊重され、自分らしく活躍できる大学の実現に向け、令和 6 年 9 月にダイバーシティ・インクルージョンを推進していくことを宣言した。 併せて、同年 9 月に男女共同参画推進基本方針を策定し、女性限定公募の実施、女性教職員の管理職登用、女性だけでなく男性教職員の育児休業等の取得率の向上などを目指した取り組みを行っていく。 【ダイバーシティ・インクルージョン推進宣言】 https://www.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1021 【男女共同参画推進基本方針】 https://www.kyu-dent.ac.jp/news/archives/1022	適合

原則 5 - 3 人権の尊重とハラスメントの防止	令和 6 年度の適合状況	
公立大学は、学生・教職員はもとより、大学の諸活動に関わるすべての関係者の人権が尊重されるよう配慮する。大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう、組織的な取組みを進めていく。	人権侵害の防止等に関する規程を定め、教職員、学生及び大学関係者の教育、研究、医療、就労及び就学における環境を保護し、ハラスメントを含むあらゆる人権侵害を防止することとしている。 また、年に 1 回以上、人権に関する研修を実施しており、教職員は必ず受講しなければならないこととしている。これにより、大学の構成員一人一人が人権の尊重とハラスメントの防止を自分自身の問題として捉えられるよう取り組んでいる。	適合